

令和5年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月21日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	先 間 秀 明
委員	2番	田 尻 博 樹
委員	3番	東 正 亮
委員	7番	西 登 美 勝
委員	8番	池 沢 清 良
委員	9番	市 來 真 吾
委員	11番	森 由 美 子
委員	12番	川 内 清 弘
委員	13番	神 田 三十志
委員	14番	幸 山 利 忠
委員	15番	沖 道 人
委員	16番	芦 村 利 広
委員	17番	田 畑 則 仁
委員	18番	前 田 博 徳

4. 欠席委員（3人）

委員	5番	永 吉 雄 子
委員	6番	川 畑 伸 之
委員	10番	榮 米 子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和５年度第１回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は永吉委員、川畑委員、榮委員が欠席ですが、総会は成立します。 それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 3/24 県農業会議第103回通常総会 農地利用最適化推進検討会 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第１ 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、17番田畑委員、18番前田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第１を終わります。
議長	それでは日程第２の議題事項に入らせて頂きます。 報告第１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	１番 田皆字下萬当〇〇7,421㎡、〇〇さんから相続により兵庫県神戸市〇〇さん、平成21年6月10日相続、あっせん希望あります。 以上です。
議長	ただ今の報告第1号について、何かご意見、ご質問ありますか。
２番委員	あっせん希望 有となっておりますが、どのような状況でしょうか。
事務局	相続者の方から売買・貸借の意向がありましたので、あっせん申し出書を送付してあります。 今後、あっせん申し出の提出がありましたら、対応することになります。
議長	他にございますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第１号は終わります。 次に、報告第２号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。

事務局	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。 1番 住吉字志留当俣〇〇畑1,165㎡を含む計8筆 16,705㎡、住吉〇〇さんから住吉〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和5年3月17日、引き渡し日が令和5年3月17日です。 以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 報告第2号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第1号について朗読】 議案第1号は、贈与5件です。 1番 大津勘字出花増〇〇64㎡を含む計5筆 8,220㎡、贈与。譲渡人 大津勘〇〇さん、譲受人 大津勘〇〇さんです。 2番 住吉字志留当俣〇〇畑1,165㎡を含む計8筆 16,705㎡、贈与。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。 3番 正名字マシキヤ〇〇 3,021㎡を含む計3筆 5,504㎡ 贈与。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。 4番 芦清良字立道〇〇 1,134㎡ 贈与。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 久志検〇〇さんです。 5番 瀬利覚字大平宗〇〇 284㎡ 贈与。譲渡人 千葉県習志野市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
事務局	1番、2番説明します。 1番 譲渡人と譲受人は夫婦です。譲受人は、さとうきびを作っており、主な管理作業は委託しており、日常的な管理作業はご自身で対応しております。 問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

事務局	2 番 譲渡人と譲受人は親子で、譲受人は昨年島へ帰ってきております。これまで親族に貸していましたが、今後はご自身で耕作するとのことです。機械類も、当面は親族から借りて耕作するとのことです。 ご審議宜しく申し上げます。
7 番委員	3 番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢のため、長男である譲受人が耕作することになり、機械も親から引き継ぐそうです。 現地は、サトウキビの株出、バレイショの収穫後でした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 6 番委員	譲渡人と譲受人は弟と姉の関係です。譲渡人が体調を崩したため、この畑を譲受人に贈与することになりました。譲受人は、嫁ぎ先で農業を行っておりますので、問題ないと思います。現地は、さとうきびの2回目の株出しに向けて、管理されています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 8 番委員	譲渡人と譲受人は親戚関係です。 譲受人は、自家野菜を作っており、この畑も、家庭菜園として利用する予定です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
1 4 番委員	2 番についてですが、Uターンしこれから農業を始めるとのことですが、どのようにサポートしていく予定ですか。
事務局	年齢が66歳ですので、どのようにサポートするかは、今後検討する必要があります。
1 4 番委員	49歳以下の新規就農者については、補助事業や支援制度が整っていましたが、50歳以上についても、農政サイドで農業技術等の支援を考えているようですので、対象者がいる場合は紹介してほしいと思います。
事務局	ありがとうございます。
2 番委員	下限面積が撤廃されましたが、その他の従事要件等は、どのように判断するのですか。
事務局	ワンポイント講座3 説明
議長	よろしいですか。 それでは、議案第1号について採決したいと思います。 賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第1号は許可決定とします。 次に、議案第2号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号－1 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が4件です。 【議案第2号－1について朗読】 利用権の設定 1番1～2 知名字石窪〇〇1,919㎡を含む計2筆 4,105㎡ 賃貸借 5年の新規設定となっています。 2番1 大津勘字出窪〇〇 1,242㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっています。 3番1～5 赤嶺字糸キ名〇〇3,318㎡を含む計5筆 7,872㎡ 使用貸借 10年の再設定となっています。 4番1 芦清良字上川上〇〇 6,509㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 次に、中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 1番～7番 貸出者田皆〇〇さん、住吉字北黒木〇〇6,315㎡を含む計7筆 22,724㎡の10年間、配分予定者は田皆〇〇さん認定農業者です。 8番～9番 貸出者田皆〇〇さん、田皆字下座〇〇2,807㎡を含む計2筆 5,686㎡の10年間、配分予定者は田皆〇〇さん認定農業者です。 10番～11番 貸出者田皆〇〇さん、田皆字泊〇〇2,228㎡を含む計2筆 4,133㎡の5年間、配分予定者は田皆〇〇さん認定農業者です。 12番 貸出者赤嶺〇〇さん、赤嶺字伊辻〇〇2,927㎡の5年間、配分予定者は住吉〇〇さん認定新規就農者です。 以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員をお願いいたします。
2番委員	1番 利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は伯父と甥の関係です。利用権の設定を受ける者は、昨年Uターンして親と一緒にバレイショ、さとうきび、グラジオラスを耕作しております。畑については、バレイショの収穫後の状況です。

	本人は、これから農業を頑張っていく意向で認定新規就農者の手続きも行っております。
事務局	2 番説明します。 利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は夫婦です。 この農地については、利用権の設定を受ける者が桑を栽培しており、農機具も揃っております。
1 番委員	3 番説明します。 利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は親子です。利用権を設定する者から利用権の設定を受ける者に経営が移譲され、期間満了により再設定するものです。利用権の設定を受ける者は、主にバレイショを作っており機械類も全て揃っております。
1 6 番委員	4 番 利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は親子です。今回、次男が就農したいとの相談がありましたので、役場に紹介し、十分な体制が整った段階で認定新規就農者の事業も活用していく予定です。今回は6 5 aですが、それ以外に1 0 0 a程度、順次設定する予定です。
議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第 2 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第 2 号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定いたします。
議長	議案第 3 号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、説明します。 【議案第 3 号について朗読】 申請人及び住所は資料のとおりです。 土地の表示は、知名字石窪〇〇 1,894㎡の内199.0㎡ 事業計画は農業用倉庫で、施設の概要は農業用倉庫101.2㎡、通路13.8㎡、資金調達計画は、建築費〇〇円、全額自己資金です。 以上です。

議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員から補足説明がありましたら、お願いします。
2 番委員	申請者は、議案第 2 号 利用集積計画において、伯父さんとの利用権を設定しましたが、この場所に農業用倉庫を建てる理由としまして、現在は、親と共同で親の倉庫を使っておりますが、この周辺に親と伯父さんの農地が80aほどありますので、将来的に独立するにあたり利便性の面からこの土地に倉庫を建てたいとのことですので、これから将来的に意欲をもって農業を頑張っていくとのことですので、問題ないと思います。 ご審議よろしくをお願いします。
議長	議案第 3 号について、事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご意見・ご質問があればお願いします。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、議案第 3 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
議長	他にご質問、ご意見ございますか。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 3 号 農業振興地域内農用地利用計画変更については、承認とします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 これで、第 1 回定例総会を終了します。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 5 年 4 月 2 1 日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 田 畑 則 仁

署名委員 前 田 博 徳